

○かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱

令和4年9月30日告示第122号

かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、対象幼児の保護者に対し、予算の範囲内においてかすみがうら市多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、かすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (2) 対象施設等 満3歳以上の在園する全ての幼児を対象として多様な集団生活事業を提供している標準的な開所時間が、おおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち、別表に定める基準を満たす施設等であって、第4条の規定による決定を受けたものをいう。ただし、次に掲げる施設等は除くものとする。
  - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
  - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
  - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
  - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等は除く。）
- (3) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料をいう。ただし、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16に掲げる費用）その他これらに類するものは除くものとする。
- (4) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している幼児であって、次の

いずれにも該当しないものをいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2に規定する企業主導型保育事業を利用している者

(5) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(対象施設等審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等審査申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等としての適否を決定したときは、かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定(却下)通知書(様式第2号)により申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(補助対象費用)

第6条 補助金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(補助基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの補助基準額は、1月につき2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前の過去3か年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の補助基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請等及び申請期限)

第9条 補助金の交付を受けようとする対象幼児の保護者は、かすみがうら市幼児を対象とした多

様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象幼児の在籍名簿（様式第4号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の決定等）

第10条 市長は、前条第1項に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金は、対象幼児の保護者が指定した金融機関の口座へ、本市から直接振り込むことにより交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、かすみがうら市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により対象幼児の保護者に通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金に関する報告等）

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた対象幼児の保護者又は関係人に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導及び監査）

第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な補助金の交付を実施する観点か

ら必要があると認めるときは、対象施設等に対してこの告示に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施することができる。

2 市長は、特に必要と認める場合は、実地により個別に指導又は対象施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年9月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 別表（第2条関係） 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士、看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上の者と認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用幼児が5人以下の施設等に限る。）であること。
3 設備（集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）は、有する場合に限る。）	(1) 集団活動室のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合は、必要な調理・保存機能を有する設備）及び便所（手洗い設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児一人当たり1.65平方メートル以上であること。 (3) 必要な遊具、用具を備えられていること。
4 非常災害に対する措置	[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合は耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。

	<p>[建物が無い場合]</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとられていること。</p>
5 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、活動内容を工夫していること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（給食を提供する場合に限る。）	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理していること。</p>
7 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9 職員・幼児の帳簿の整備	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>